

第4回佐久平ハーフマラソン警備関連業務仕様書

佐久平ハーフマラソン実行委員会

第4回佐久平ハーフマラソン警備関連業務仕様書

1 業務名

第4回佐久平ハーフマラソン警備関連業務

2 目的

令和8年10月18日（日曜日）に、佐久市において第4回佐久平ハーフマラソン（以下、「本大会」という。）の開催を予定している。

本大会は、佐久平駅周辺にスタート・フィニッシュ地点を設定し、岩村田、中佐都、高瀬、岸野、浅科地区を通過する全長約21kmのコースを走行する。参加者が安全にコース上を走行するため、コース及びその周辺の交通規制を実施予定である。

この業務（以下、「本業務」という。）は、警備員の配置や事前予告を含めた案内看板の設置等の計画作成、備品手配・製作・設置及び大会当日の人的警備を行い、本大会において、円滑な交通規制の実施及び効果的な迂回路案内や参加者等の誘導、案内、安全確保等を行うことを目的とした業務である。

3 業務期間

契約締結日から令和8年11月13日（金曜日）まで

4 業務内容

本業務は、次の作業を行うものとする。

（1） 本大会開催に関する警備関連業務

ア スタート・フィニッシュ地点周辺、コース周辺道路、コース周辺店舗、コース上における参加者・応援者、歩行者、車両の誘導、案内、安全確保

イ 交通規制の開始及び解除に関する補助、車両等の整理、誘導及び迂回路案内

ウ 苦情、急病・怪我等の対応

エ 違法駐車、迷惑駐車対策

オ 緊急車両の動線確保

カ 関係車両の整理誘導

キ 火災・地震等の災害時における避難誘導

ク その他、委託業務の遂行上必要と認める業務

（2） 上記（1）に係る警備計画書の作成

（3） 大会開催に向けた交通規制や参加者等の誘導、案内、安全確保に要する備品・看板等設置業務

（4） 上記（3）に係る警備計画書及び占用申請書類作成

（5） 迂回路等案内看板等作成

5 警備業務要件

- (1) 従事する警備員は、警備業法及び関係法令に定められた教育訓練を受け、現場活動に熟練度の高い者であること。また、受託者は必要な警備員の確保を行うこと。
- (2) 警備業法第14条に規定する者を派遣してはならない。
- (3) 受託者は、警備に従事する者の名簿（交通誘導警備、雑踏警備の資格を明記したもの）を委託者に提出すること。
- (4) 受託者は無線の使用に関して電波法を遵守し、他の通信に混信・妨害を与えてはならない。
- (5) 受託者は委託業務に従事する警備員に関する諸法令上的一切の責任を負うものとする。
- (6) 受託者は警備業者賠償責任保険若しくはこれに代わる保険に加入しておくこと。
- (7) 警備員の服装及び携帯装具等
 - ア 受託者は警備員に対し警備業法で規定されている服装を着用させる。(過度に染めた頭髪や他人に不快感を与える恐れのある髪型・アクセサリー等は認めない。)
 - イ 受託者は警備員に対し、必要に応じて情報を共有するためのトランシーバー等通信機器を携帯させなければならない。
 - ウ 業務上必要な物品は、受託者側が準備すること。
- (8) 実施業務における留意点
 - ア 指示系統が明確であり、緊急の事態等に素早い対応ができるここと。
 - イ 業務の実施に当たっては、安全管理を徹底し、事故防止に努めること。また、委託者と綿密な情報交換を行うとともに、委託者の指示に従うこと。
 - ウ 常に大会実施本部員に準ずる者としての心がけを持って従事し、言動に注意した対応に配慮すること。
 - エ 警備員の休憩・交代等による人事管理及び食事等の手配については、受託者側で対応すること。
 - オ 業務場所までの警備員の交通手段・駐車場については、受託者側が手配すること。
 - カ 業務時間の終了時刻は予定であり変更する場合があること（終了時刻は委託者の指示によるものとする。）。
 - キ 業務実施中、警備に関する苦情等の事案が発生した場合は、適切に対応すること。また、対応が困難な事案が生じた場合は、速やかに委託者に報告し、対応方針指示を受け、対応すること。
 - ク 第4回佐久平ハーフマラソンの概要を理解し、参加者・応援者等からの質問に対しては適切な対応を行うこと。

6 交通規制・迂回路案内看板等の設置及び作成要件

- (1) 交通規制及び迂回路の予告案内並びに大会当日における車両等の誘導のため「第4回佐久平ハーフマラソン交通規制等運営計画（素案）」に記す佐久平ハーフマラソン既成看板及びマグネットについて、市内保管施設より運搬及び設置を行うこと。
- (2) 「第4回佐久平ハーフマラソン交通規制等運営計画（素案）」に記す佐久平ハーフマラソン既成看板以外の看板等の設置にて、より効果的に業務遂行が見込める場合は、別途、佐久平ハーフマラソン実行委員会と協議のうえ看板の設置を行うこと。
- (3) 上記(1)、(2)の実施にあたり、必要な備品等は、受託者が用意するものとする。ただし、本大会独自に制作を要するものについては、佐久平ハーフマラソン実行委員会と協議のうえ制作し、本業務完了後に成果品として佐久平ハーフマラソン実行委員会に納品するものとする。
- (4) 看板の設置にあたっては設置前、設置、撤去後の写真を撮影し、当該データを佐久平ハーフマラソン実行委員会に提出すること。

7 警備計画書作成要件

各交通規制区間の警備業務を一体的に行うため、全体の警備計画（組織図）を作成し、併せて「第4回佐久平ハーフマラソン交通規制等運営計画（素案）」を参考のうえ、スタート・フィニッシュ地点、交通規制区間等における警備員配置図、業務内容、看板等備品配置図及びその対応を明確にした警備計画書を作成すること。

なお、警備計画書の作成にあたっては、警察署等関係機関及び交通規制の影響が生じる近隣店舗等との協議を十分行うこと。

8 第3回佐久平ハーフマラソンからの改善事項要件

受託者は以下、改善事項要件について改善策を講じること。

- (1) 大会当日、フィニッシュ地点周辺店舗駐車場および周辺道路の渋滞対策
- (2) 県外者への迂回路案内方法
- (3) C-D区間（規制時間：8:30～12:10）の規制解除時間（12:10）の厳守

※地点参照：第4回佐久平ハーフマラソン交通規制等運営計画（素案）

「(補足資料) 第3回佐久平ハーフマラソンからの改善事項要件」

9 成果品の作成

- (1) 警備計画書 1部
- (2) (1)に係るPDFデータ 一式
- (3) (1)に係る編集可能な電子データ（Word・Excel・PowerPoint等） 一式
- (4) 交通規制・迂回路案内看板 一式

- (5) 業務報告書 一式
- (6) 協議記録簿、会議等資料
- (7) 6 (4) に係るデータ一式

10 その他

- (1) 本業務に関する成果品については、佐久平ハーフマラソン実行委員会に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、本業務により知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。
- (3) 本業務の遂行上必要な資料の収集等は、原則として受託者が行う。
- (4) 業務の進捗について委託者から報告を求められたときは速やかに報告すること。
また、本業務を適正かつ円滑に進めるため、受託者は委託者と必要に応じて協議・打ち合わせ、各種会議への出席及び資料作成を行う。
- (5) 業務の履行にあたっては、労働安全衛生法並びにこれらに関連する法令、規則、通達を遵守すること。
- (6) 不測の事故が発生した際は、直ちに安全を確保し、その状況を関係機関と監督職員に報告し、指示をうけること。
- (7) 事前協議を怠り発生したトラブル等については、受託者側で全て対応解決すること。
- (8) この仕様書に定めのない事項または疑義が生じた事項については、双方協議の上定める。

11 参考資料

- (1) 第4回佐久平ハーフマラソン交通規制等運営計画（素案）